

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	国立ハンセン病療養所運営費	担当部局庁	医政局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和5年度～	担当課室	国立病院課国立ハンセン病療養所管理室	室長：鈴木鉄也			
会計区分	一般会計	施策名	IV-3-2 難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)	関係する計画、通知等	・国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議(衆参) 衆議院における決議(平成21年7月9日) 参議院における決議(平成22年5月21日)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第2条第3項に規定する入所者(国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。)に対して、良好かつ平穏な療養・生活環境の確保を目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	入所者の良好かつ平穏な療養・生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の運営を行う。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	11,335	11,073	10,764	10,792	11,236
		補正予算	▲ 9				
		繰越し等					
		計	11,326	11,073	10,764	10,792	
		執行額	11,186	10,888	10,413		
		執行率(%)	98.8%	98.3%	96.7%		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)及び厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条に基づき、国立ハンセン病療養所の入所者が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むための施策であることから、定量的な成果目標は示せない。	成果実績	—	—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)及び厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条に基づき、国立ハンセン病療養所の入所者が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むための施策であることから、定量的な成果目標は示せない。	活動実績 (当初見込み)	—	—	—	—	—
単位当たりコスト	— (円/)	算出根拠		—			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	謝金	132	162	医師診療援助に必要な経費の増			
	旅費	22	37	医師確保に必要な経費等の増			
	物件費等	7,312	7,715	医療提供体制の充実に必要な経費の増			
	医療機器整備費	545	545				
	医薬品等購入費	1,689	1,728	入所者の高齢化等に使用数量の増			
	食糧費	729	692	入所者数の減に伴う使用数量の減			
	その他	363	358	入所者数の減に伴う入所者給与金等の減			
計	10,792	11,236					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)に基づき、行っている事業。国の誤った隔離政策に起因する被害回復として、優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)に基づき、国が行うべき事業として実施している。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	-
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	会計法(昭和22年法律第35号)等の法令に基づき、競争性を確保した契約を行っている。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	-
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)に国の責務として、実施しており、妥当である。
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	事業計画を確認し、真に必要なものに限定した整備を行っている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)に基づき、国が直接実施し、入所者に提供しているため、実効性は高い。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	-
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	整備された施設や成果物は、国立ハンセン病療養所の入所者に対して、十分に活用されている。	
点検結果	事業の目的や必要性等について精査した結果、現段階では、特段問題ない。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	国立ハンセン病療養所運営費については、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者の良好かつ平穏な療養・生活環境の確保のための経費であり、必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	引き続き、事業の目的や内容を踏まえながら、経費を精査しつつ、必要な予算の確保に努めるとともに、適正な執行を行ってまいります。		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
-			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	576	平成23年行政事業レビュー	525

※平成23年度実績を記入

厚生労働省

10,413百万円



A

国立ハンセン病療養所（13施設） 10,413百万円

入所者の良好かつ平穏な療養・生活環境の確保を図るため、
国立ハンセン病療養所の運営を行う。

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A. 国立療養所菊池恵楓園			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物件費等	入所者療養諸費	812			
医薬品等購入費	医薬品等購入費	220			
食糧費	入所者食糧費	132			
医療機器整備費	医療機器整備費	49			
その他	入所者給与金	32			
人件費	諸謝金、入所者作業謝金	9			
旅費	職員旅費、委員等旅費	2			
計		1,255	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	吉村商事株式会社	A重油購入	78	9	96
2	九州電力株式会社	電気供給	69	随意契約	
3	株式会社アステム	医薬品購入	68	11	99
4	株式会社八尾日進堂	医療用消耗品購入	54	10	97
5	山下医科機器株式会社	全身用X線マルチスライスCT撮影装置購入	41	2	78
6	有限会社吉田商店	入所者食糧品購入	40	36	90
7	富田薬品株式会社	医薬品購入	26	11	100
8	株式会社新生堂	医薬品購入	22	10	99
9	合志市	下水道使用料	18	随意契約	
10	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	診療費	18	随意契約	